

ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業実施要領

第1 趣旨

ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみゼロ社会実現プランに掲げる具体的施策をより実効性の高いものとするにより、プラン推進に関する取組の県全域での展開を図るため、住民、企業、民間団体、行政など多様な主体の連携・協働によるごみ減量化等の取組に対して補助を行う。

第2 補助事業の実施主体

- 1 補助事業の実施主体は、市町とする。
- 2 市町には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含むものとする。

第3 補助対象事業の内容

補助対象事業は、市町が住民、企業、民間団体等と連携・協働して実施するプランの基本方向に沿った下記一から九の事業であって、他の地域のモデルとなる実験的・先駆的なシステムの構築に関する事業とする。

- 一 拡大生産者責任の徹底に関する事業
- 二 事業系ごみの総合的な減量化の推進に関する事業
- 三 リユース（再使用）の促進に関する事業
- 四 容器包装ごみの減量・再資源化に関する事業
- 五 生ごみの再資源化に関する事業
- 六 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進に関する事業
- 七 公正で効率的なごみ処理システムの構築に関する事業
- 八 ごみ行政への県民参画と協働の推進に関する事業
- 九 ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくりに関する事業

第4 補助対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率は、ごみゼロ社会実現プランの推進に係るモデル事業の実施に必要な次のものとする。

- 一 先進的システムの導入に要する経費：補助率1/2以内
- 二 先進的システムの実証試験に要する経費：補助率1/2以内

第5 交付の条件

- 1 市町は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の計画について、補助対象事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事業計画変更（中止・廃止）申請書を作成し、その理由を添付のうえ、知事に提出して承認をうけること。（軽微な変更を除く。）

- 2 市町は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 3 市町は、事業計画に基づいて整備した施設等の管理が当該事業の趣旨に則して適正に行われるように努めること。
- 4 知事は、市町に対して事業の実施状況及び成果を報告させることができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月10日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。